6月議会に係る記者会見会議録

平成 29 年 5 月 29 日 (月) 午前 10 時 50 分~ 伊賀市役所 2 階 第 3 会議室

1. 市長からの発表

皆さんこんにちは

本日、6月議会定例会の招集告示をいたしました。

今日、議会運営委員会が開催され、6月5日に開会し26日までの2 2日間の会期で開催されることとなりました。

さて、6月議会定例会には、一般会計補正予算をはじめ条例改正など 16 議案を提出することとしています。

まず、一般会計補正予算では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億9554万4千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ429億8259万5千円とするものです。

そのうち主なものといたしましては、歳出では、国・県の補助事業の 追加・変更に伴う事業費に増減があり補正合計として 7,410 万 8 千円 の補正を行います。

そのほか、庁舎移転後の市街地の賑わいを創出するための南庁舎整備に係る基本計画、基本設計及び実施設計業務(委託として)について、少しでもスケジュールを短縮して実施するため、これらを一括して実施する経費のうち、平成29年度の執行分となる5,238万5千円のほか、学校現場における業務改善について集中的に取り組む市として指定されたことに伴い、「学校の組織としてのあり方」「管理職のリーダーシップやマネジメントのあり方」「教職員の業務のあり方・働き方の見直し」「教員と多様な専門性を持つスタッフが一つのチームとして専門性をいかした連携・分担」等の実践研究に係る経費として960万円、県指定有形文化財である春日神社拝殿の解体修理に対する補助金920万円などにつきまして所要額の補正を行います。

また、歳入では、国県支出金、市債などの特定財源をそれぞれの事業費の追加・変更に伴う所要額の補正を行います。

議会提出議案の主なものとしては議案第67号の「第2次伊賀市総合計画第2次再生計画の策定について」ですが、昨年11月に2期目を迎えさせていただきました。この計画は市政再生を更に進化・進展させ「誇れる伊賀市」「選ばれる伊賀市」本市の目指す将来像を実現するための基本的な理念や政策を示す第2次総合計画基本構想に基づき、平成29年

度から4年間を計画期間とする第2次再生計画を策定するため、議決を求めるものとなります。

2. 6月議会提出議案について

平成29年第4回伊賀市議会(定例会)提出議案概要 (予算議案を除く。)

6月5日提出分

議案番号	件 名	提案理由及び内容	担当部署
60	伊賀市個人情報保護条例の一部で	【改正理由】個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正する。 【改正内容】 ・個人情報の定義を明確化 ・顔認識データや指紋認識データ、マイナンバーなどを個人識別符号と定義 ・人種や信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見を生じる可能性のある個人情報を要配慮個人情報と定義し、その取扱いを規定 ・死者に関する情報も個人情報と定義し、相続人に限り公開申請できることを規定 【施行期日】公布の日	広 報課
61	伊賀市体育施設条例の一部改正について	【改正理由】青山上津グラウンド、青山上津体育館、青山博要グラウンド及び青山博要体育館は伊賀市公共施設最適化計画ではいずれも縮小することとしており、このたび地域や関係団体等との協議が整ったことから、これらの体育施設を廃止するため改正する。 【改正内容】青山上津グラウンド、青山上津体育館、青山博要グラウンド及び青山博要体育館の設置規定を削除する。 【施行期日】平成29年7月1日	スポー ツ振興 課
62	伊賀市斎苑 条例の一部 改正につい て	【改正理由】現規定では、斎苑の使用者は使用申込みと同時に使用料を納付することとしているが、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第7条や「墓地、埋葬等に関する法律」第9条に基づき、市が火葬を行う必要がある場合、使用料の納付を待たずに火葬を行えるようにするため改正する。 【改正内容】使用料を後納とすることができる規定を加える。 【施行期日】公布の日	市民生活課

	/TD カロー Trèll C		(스 마스 ///\
63	伊賀市職員	【改正理由】現在、患者への接触に対する手当として支給され	病院総
	の特殊勤務	ている「病院勤務伝染病等接触手当」について、部署による	務課
	手当に関す	手当の差を撤廃し、病院勤務者内で統一した内容とするため	
	る条例の一	改正する。	
	部改正につ	【改正内容】病院勤務伝染病等接触手当の支給対象職員区分を	
	いて	「上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者」に統一し、	
		手当額を日額 450 円とする。	
		【施行期日】平成 29 年7月1日	
64	伊賀市外国	【廃止理由】伊賀市外国人住民協議会からこれまでに7回、共	市民生
	人住民協議	生社会の実現に向けた報告書が提出され、協議会発足当初か	活課
	会条例の廃	ら提言されてきた交流拠点施設である「多文化共生センター」	
	止について	については、昨年8月に開所しており、提言に基づく事務事	
		業の推進や外国人住民の市政参画の促進について、一定の成	
		果があり、目的が概ね達成されたため、「伊賀市審議会等の見	
		直し方針」を踏まえ、条例を廃止する。	
		【施行期日】平成 29 年7月1日	
65	伊賀市生涯	【廃止理由】伊賀市生涯学習推進委員会の所掌事項である生涯	生涯学
	学習推進委	学習に関する調査・審議機関として「伊賀市生涯学習推進大	習課
	員会条例の	綱後期基本計画」の進行管理を行ってきたが、平成 28 年度	
	廃止につい	で計画が終了したことから、今後は社会教育委員に機能を集	
	て	約するため、条例を廃止する。	
		【施行期日】公布の日	
66	伊賀市地域	【廃止理由】伊賀市地域活性化条例は、地域活性化計画の策定	農林振
	活性化条例	等及び附属機関である伊賀市地域活性化審議会に関し規定し	興課
	の廃止につ	ているが、計画が多岐の分野にわたり、市の総合的な方針を	
	いて	示す総合計画と類似、重複していることから、「伊賀市審議会	
		等の見直し方針」を踏まえ、条例を廃止する。	
		【施行期日】公布の日	
67	第2次伊賀	【提案理由】本市の目指す将来像を実現するための基本的な理	総合政
	市総合計画	念や政策を示す第2次総合計画基本構想に基づき、平成 26	策課
	第2次再生	年度に策定した第1次再生計画が平成 28 年度で終了したこ	
	計画の策定	とから、平成 29 年度から4年間を計画期間とする第2次再	
	について	生計画を策定するため、伊賀市議会の議決すべき事件を定め	
		る条例の規定により議会の議決を求める。	
68	工事請負契	【提案理由】(仮称)伊賀市汚泥再生処理センター建設工事につい	浄化セ
	約の締結に	て、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第1	ンター
	ついて	項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める。	
	_	【内容】	
		契約金額: 42 億 6,384 万円	
		契約の相手方:クボタ環境サービス株式会社 中部支店	
		支店長の西野の雅也	
60	工事請負契	【提案理由】伊賀市庁舎新築工事について、平成 28 年度公共	管財課
69			

	約の変更に	工事設計労務単価を採用しているが、平成 29 年2月の改定	
	ついて	による労務単価の上昇が大きく、特例措置として、伊賀市建	
		設工事標準請負契約約款第 57 条の規定による協議の結果、	
		新労務単価に基づく請負代金額へ変更することとしたため、	
		契約を変更する。	
		契約金額:金 51 億 1,803 万 2,520 円(既決契約金額:	
		金 50 億 9,760 万円)	
70	専決処分の	【提案理由及び内容】	保険年
	承認につい	〇平成 29 年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算(第	金課
	て	1号)	
		平成 28 年度伊賀市国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘	
		定診療所費の決算において、歳入が不足したことにより、地方	
		自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うた	
		め、当該必要額 1 億 2,480 万 6 千円を平成 29 年度予算とし	
		て補正する専決処分を行った。	
71	専決処分の	【提案理由及び内容】	同和課
	承認につい	〇平成 29 年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算	
	て	(第1号)	
		平成 28 年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の決算におい	
		て、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基	
		づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額 8,523 万 4	
		千円を平成 29 年度予算として補正する専決処分を行った。	

【主な質疑応答の概要】

(南庁舎整備に係る補正について)

記者:庁舎に関する議案の件ですが、南庁舎整備に係る補正予算案について議決の見込みはどうですか。

市長:皆さんにいろいろとご理解を賜って行きたいと思っております。

(「共謀罪」について)

記者:市からの議案ではないのですけど、今日の議運でも出ていましたけど請願で組織的共謀罪と呼ばれているものに対して慎重審議をして市民から出ていましたよね。市長は以前別ですけど集団的自衛権のときに非常に厳しい見解を述べられていましたけど、市長は共謀罪などと呼ばれるこの法案について何かお考えはあるのですか。

市長:個人的な見解ですけども想定されることは現行の諸法令等々の対応で出来るのではないかなと思っておりますし、国連の方から少し慎重にした方がいいよっていうようなご意見も出たように聞いておりますので、その辺のところはしっかりと禍根を残さないようにしてほしいと思います。詳しくはわかりませんけども何となく戦前の治安維持法みたいなニュアンスでは困るというように思っております。お決めになるのは国会ですから。我々地方ではしっかりと熟考を望みたいです。それに尽きるのではないですか。

(外国人住民協議会に関する条例について)

記者:議案64号は外国人住民協議会が7月1日で無くなるということですね。条例は廃止とは書いてありませんが。

市長:外国人住民協議会は外国の方たちがより安心して、しっかりとこの地域で暮らせるようにということのご意見を伺っていくために立ち上げました。その中で、一番課題とされていたのが、外国人のための中心機能を担えるような施設の整備でした。地域社会の中で一つの外国人のコミュニティをしっかり形成されている人たちをケアしなければならない。そのため、昨年の8月に担当の方にご尽力をいただいていて多文化共生センターを開設しました。

多文化共生センターがしっかりと運営され外国の人たちも日本の人たちも交流出来 るような役に立つような場に育っていけばそれが一番良いことだと思っております。 そういう意味ではこの条例の目的としたところがようやく担保されたというようなこ とだと私は理解しております。

3. その他

(教育長の就任について)

記者:本日、教育長の辞令を渡されましたが、改めて期待していることは何ですか。

市長:広い経験、広い知識、豊かな経験、要するに社会に対してのマスコミの人間としての経歴、経験をお持ちです。教育行政の中でそのような課題を解決していく力に変えてもらえればいいなと思っております。

記者: 笹原教育長は今日記者会見で市長とは先輩後輩の関係ではなくあくまでも、是々 非々で。そうおっしゃっていました。市長もそういうお考えでよろしいですか。

市長: そのとおりです。私は彼の識見を買ったわけですから。どこの所属の人間であろうが関係ない話です。